

京都市訓令甲第 14 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松 井 孝 治

第8条第1項及び第4項中「情報化推進室」を「デジタル化戦略推進室」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(総合政策室)